

# 石川県立学校教育情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

本基本方針は、石川県立学校が保有する情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するため、石川県教育委員会が実施する教育情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

### 2.1 ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェアおよびソフトウェア）をいう。

### 2.2 教育情報システム

コンピュータ、電磁的記録媒体、ネットワーク、パブリッククラウドサービス等で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### 2.3 教育情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性および可用性を確保することをいう。

### 2.4 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針および教育情報セキュリティ対策基準をいう。

### 2.5 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### 2.6 完全性

情報が破壊、改ざんまたは消去されていない状態を確保することをいう。

### 2.7 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

## 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

### 3.1 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等

不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、

重要情報の詐取、内部不正等。

### 3.2 故意および非意図的要因等

情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアのインストール・利用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監視機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等。

### 3.3 偶発的・過失要因等

情報資産を取り扱う教職員の偶発的ミス、過失に伴う情報資産の外部漏えい、児童生徒への誤表示、誤共有等。

### 3.4 自然災害等

地震、落雷、火災等の災害によるサービスおよび業務の停止等。

### 3.5 感染症のパンデミック等

大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等。

### 3.6 インフラ障害等

電力供給の途絶、通信の途絶のインフラの障害からの波及等。

## 4 適用範囲

### 4.1 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、石川県立学校における教育情報ネットワークおよび教育情報システム（校務系、学習系）を利用するすべての学校および教育委員会とする。

### 4.2 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) 教育情報ネットワーク、教育情報システムおよびこれらに関する設備、電磁的記録媒体。
- (2) 教育情報ネットワークおよび教育情報システムで取り扱う情報。
- (3) 教育情報システムの仕様書および基幹情報ネットワーク図等のシステム関連文書。

## 5 教職員等の遵守義務

教職員、非常勤教職員および臨時教職員等（以下「教職員」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシーおよび教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

## 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### 6.1 組織体制

教育現場で取り扱う情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するために石川県立学校および教育委員会の組織体制を確立する。

### 6.2 情報資産の分類と管理

石川県立学校の保有する情報資産を機密性、完全性および可用性の3つの観点から影響度を評価し、重要度に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

### 6.3 物理的セキュリティ

自然災害や部外者の侵入等から情報資産を保護するために、物理的な対策を講じる。

### 6.4 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育および啓発を行う等の人的な対策を講じる。

### 6.5 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

### 6.6 運用・外部委託

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じる。

### 6.7 外部サービスの利用

パブリッククラウドで提供されるサービス等の外部サービスを利用する場合には、サービス約款の確認や情報セキュリティ要件を明記した契約を締結

するなど、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、契約に基づき措置を講じる。

#### 6.8 評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的または必要に応じて情報セキュリティ対策状況の確認および自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図る。教育情報セキュリティポリシーの見直しを、必要に応じて行う。

### 7 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項および判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより石川県の教育行政の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。

### 8 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、教育情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を各校で策定する。教育委員会は、実施手順のひな型を作成し、各校に提供する。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより石川県の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。